

# 第 1 回

## 札幌市地域防災計画（原子力災害対策編） 策定に係る有識者会議

### 会 議 録

日 時：平成24年8月3日（金）14時開会  
場 所：札幌市民ホール 2階 第1会議室

## 1. 開 会

○事務局（中出原子力災害対策担当課長） それでは、定刻となりましたので、これより、第1回札幌市地域防災計画（原子力災害対策編）策定に係る有識者会議を開催させていただきます。

私は、本日の事務局を務めさせていただきます原子力災害対策担当課長の中出と申します。よろしくお願いいたします。

本日の会議につきましては、議事録を作成いたしまして、後日、ホームページ等において公表いたします。また、写真撮影もさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。

また、本日は、マスコミの皆さんや市民の方々にも公開しておりますので、この点についてもあわせてご了承をお願いいたします。

## 2. あいさつ

○事務局（中出原子力災害対策担当課長） それでは、開会に当たりまして、札幌市危機管理対策室長であります長利より、ごあいさつを申し上げます。

○長利危機管理対策室長 危機管理対策室長の長利と申します。

一言、ごあいさつを申し上げさせていただきます。

皆様には、このたび、有識者会議の委員をお引き受けいただきまして、まことにありがとうございます。また、本日は、何かとご多用の中、お集まりをいただきまして、ありがとうございます。

さて、皆様もご承知のとおり、さきの東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故によりまして、福島県内の一部におきましては、警戒区域が設定され、立ち入りが厳しく制限されるなど、甚大な被害が発生してございます。原子力発電所との距離が札幌市と類似しております福島市におきましても、放射線量の異常数値の観測や、農作物の出荷制限などの影響を受けております。

こうした事実を踏まえまして、さきに開催されました札幌市防災会議におきまして、原子力災害対策に関する計画の策定方針が決定されたところでございます。

政令市のレベルでは、このような本格的な計画を策定している都市はほとんどないと聞いておりますし、計画を策定するには、短期間での検討となりますので、委員の皆様には何かとご迷惑をおかけすることもあろうかと思っております。

限られた時間ではありますけれども、皆様がお持ちの専門的知見によるご助言をいただきたいのはもちろんですが、あわせて、幅広いご意見もいただきながら、よりよい計画をつくってまいりたいと考えてございますので、ご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、私からのごあいさつといたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（中出原子力災害対策担当課長） ありがとうございます。

### 3. 資料確認及び委員紹介

○事務局（中出原子力災害対策担当課長） それでは、本日の配付資料を確認させていただきます。

まず、次第と座席表のほかに、右上に資料番号を付したものがございます。資料1、資料2はA4判の横組みのものでございます。資料3はA3判の左肩とじのものでございます。資料4はA4判横組みのホチキスどめのものでございます。最後に、参考資料ということで、今、室長からもお話がありましたが、先日、7月11日の防災会議の際の資料をお配りしております。

不足等がございましたら、挙手をいただければと思いますが、大丈夫でしょうか。

それでは、本日が第1回目でございますので、私から委員の皆様をご紹介させていただきます。

まず、札幌国際大学人文学部の赤城准教授でございます。

弁護士の伊藤先生でございます。

北海道大学大学院工学研究院の岡田教授でございます。

北海道大学の太田名誉教授でございます。

北海道大学環境健康科学研究教育センターの岸特任教授でございます。

北海道大学大学院工学研究院の坂下准教授でございます。

北海道大学大学院工学研究院の近久教授でございます。

北海道大学大学院工学研究院の藤吉准教授でございます。

なお、北海道大学大学院医学研究科の志賀准教授も委員でございますけれども、本日は、ご都合がつかず、欠席となっておりますので、よろしくお願いたします。

なお、委員の委嘱状につきましては、机の上に置いてありますので、後ほど、おおさめいただければと思います。

今後は、以上の委員の皆様によりまして議事を進めていただくこととなりますので、よろしくお願いたします。

### 4. 座長選出

○事務局（中出原子力災害対策担当課長） それでは、次第2の座長の選出に移りたいと思います。

まず、どなたかお引き受けいただける方はいらっしゃいますか。また、ご推薦などがあればご発言をいただきたいと思います。

もしいらっしゃらないようでしたら、事務局からご提案差し上げたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（中出原子力災害対策担当課長） それでは、北海道大学の太田委員にぜひ座長をお願いしたいと考えておりますが、委員の皆様、いかがでございましょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（中出原子力災害対策担当課長） ありがとうございます。

ご異議がなければ、太田委員に座長をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

お手数ですが、太田座長は、座長席にお移りいただければと思います。よろしく願いいたします。

〔太田座長は所定の席に着く〕

○太田座長 太田でございます。

札幌市において、地域防災計画（原子力防災対策編）を策定するという事柄で、私たちは専門家としてアドバイスすることになりました。皆様には、専門的な知識をもとに有意義なご意見を出していただき、私は、その行司役として、よりよい策定計画になるように努力したいと思っております。

どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（中出原子力災害対策担当課長） それでは、以後の進行につきましては、座長をお願いしたいと思います。よろしく願いします。

## 5. 計画策定について

○太田座長 それでは次に、「計画策定について」ということで、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（中出原子力災害対策担当課長） 座ったままで説明させていただきます。

まず、計画策定について、資料1をごらんいただければと思います。

資料の中身の説明に入ります前に、前段のお話をさせていただきます。

冒頭の室長のあいさつの中にもありましたが、都道府県、市町村には、それぞれ防災会議が設置されております。災害対策基本法を根拠に置かれているものでございまして、そこにおいては、地域防災計画を作成し、計画の実施を推進する役割を防災会議は担っております。現状、札幌市においても、地震に始まりまして、風水害、雪害など、多岐にわたる防災計画を設定しているところでございます。

きょう、参考資料としてお配りしております7月の防災会議の色刷りの資料がついてるかと思いますが、それを2枚ほどめくっていただきますと、地域防災計画の体系があります。黄色と緑色がついているものでございます。札幌市の防災計画は、こんな体系となっております。今回、新たに黄色の部分の原子力災害対策編をつくらうということでございまして、そのための有識者会議でございます。

くどい説明ですが、そういうことでございますので、よろしく願いいたします。

それでは、資料1に戻っていただきまして、説明に入らせていただきます。

まず、背景でございます。

先ほどの室長のあいさつと重なりますが、昨年3月の東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故によりまして、かなり広域にわたり放射性物質が拡散いたしまして、周辺の住民生活や環境に大きな影響が出たところでございます。発電所から約60キロメートルから100キロメートルに位置いたします福島市において、避難区域という形での指定はされないまでも、放射線量の異常な数値が観測されたり、農作物の出荷制限という具体的な被害も出たところでございます。

こうした事実を踏まえまして、札幌市としましては、泊原子力発電所から約40キロメートルから80キロメートルに位置しております、万が一、泊原子力発電所において事故が発生した場合には、放射性物質の飛散によって札幌市みずからが被災地になるということのみならず、泊原子力発電所周辺の町村からは、被災を逃れて、こちらに避難してきますので、そういった避難者の受け入れも含めまして、泊原子力発電所の事故に対する災害対応の必要性が生じると考えたところでございます。

今回の計画策定の目的でございますが、泊原子力発電所において万が一の事故が発生した場合を想定いたしまして、市民の生命、財産を守るため、また、市民の不安を軽減し、無用な混乱を生じさせないためにも、札幌市がとるべき措置や対策を定めまして、万全の体制を整備することが必要だと考えたところでございます。

先月の7月11日に開催されました札幌市防災会議におきまして、そこに書いております3点をご承認いただいておりますので、ご紹介いたします。

まず、今お話ししたように、札幌市における地域防災計画（原子力災害対策編）の主だった構成を示しまして、策定方針についてご承認をいただいております。また、検討の進め方としまして、市役所内部の職員で構成いたします策定検討委員会と、本日が第1回目の開催となっております有識者会議の二つの会議を設定しまして、そこで検討を進めていくというご承認をいただいたところでございます。

こちらは、会議での検討とあわせまして、ある程度の原案が整った段階で、市民の皆様にもお知らせしまして、市民意見の反映もするというところで、パブリックコメントやシンポジウムも開催して、市民意見をぜひ取り込んでいきたいと考えております。

以上の3点を先日の防災会議でご承認いただいたところでございます。

次に、有識者会議の設置要綱がございますので、簡単にご説明いたします。

まず、設置根拠としましては、札幌市防災会議条例第8条を根拠に置いております。第3条をごらんいただければと思います。先ほど、太田座長からもお話がありましたが、皆様からは、庁内のメンバーで構成しております策定検討委員会に対しまして専門的な助言等をいただくということでございます。任期は、年を明けて平成25年2月いっぱいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

裏面が名簿となっております。

続きまして、策定検討委員会です。こちらが、市役所内部のメンバーで構成しているも

のでございます。こちらの根拠も同じく札幌市防災会議条例第8条によります。第3条の検討委員会では、地域防災計画（原子力災害対策編）の案を作成するというところでございます。

このように、作成に当たっては、有識者会議から専門的な助言等を受けるということで、二つの会議の関係性を規定したところでございます。こちらの任期につきましても、同じく2月いっぱいを考えております。

資料1の札幌市地域防災計画（原子力災害対策編）の策定についてのご説明は以上でございます。

よろしく願いいたします。

○太田座長 それでは、今の計画策定についての説明に対して、皆様からご質問、ご意見がありますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○太田座長 それでは、何かありましたら、最後にその他の事項もありますので、その時に振り返ってご意見をいただくことにしたいと思います。

## 6. 議 事

○太田座長 次に、4の「議題」ですが、内容は、スケジュール、策定計画における重要ポイントと課題、計画骨子の3つです。これについては、事務局から三つまとめて説明していただいて、その後、質疑をいただきますが、先ほどの、計画策定について、に絡めて質問していただいても結構です。

それでは、説明してください。

○事務局（中出原子力災害対策担当課長） 資料2から資料4を一括してご説明申し上げます。若干長くなるかと思いますが、よろしく願いいたします。

まず、資料2のスケジュールでございます。

表をごらんいただいて、あわせて、上の文章もごらんください。

国、道の動向でございますが、国といたしましては、新しい原子力規制体制の発足が9月ごろには何とかという状況になってきておりまして、9月に新体制が発足すれば、それから、そんなに間を置かず、国の防災基本計画が改定されると聞いております。また、昨年の事故以来、原子力災害に対しての防災の考え方を決めております防災指針がございしますが、その見直しを昨年来続けてきております。それについても新しい体制になりましたら、防災指針の新しいものが示されると聞いております。

北海道としては、国の計画の改定等の動きを受けまして、そんなに遅れず、秋には北海道の地域防災計画の原子力防災計画編を改定すると伺っているところでございます。

国での新しい防災の考え方も、すべて整理がついたという段階ではなくて、まだ検討しなければならない項目もたくさんございまして、この秋の改定後も引き続き課題について検討することになっておりますので、検討成果が上がってきた段階で、国も道も、順次、

計画を改定していくと伺っております。

そういった国、道の動きを踏まえまして、札幌市としましては、先ほどご説明したような背景や目的を踏まえまして、今年度内に、具体的には下の表にございますが、2月のところに三角がございまして、札幌市防災会議にもう一度開催しまして、そこに原子力災害対策編の案をお示ししまして、ご承認いただきたいと考えているところでございます。

その間、2段目、3段目のところがございますが、有識者会議とあわせまして、内部の策定検討委員会については、1月までの間に4回ないしは5回の開催を経て、案を詰めていきたいと考えてございます。

また、市民意見の反映についてご説明いたします。

下から2段目、3段目にパブリックコメント、シンポジウムとございますが、何とか10月いっぱいぐらいまでに計画の原案をまとめ上げまして、それをもとに市民の皆様にお示ししまして、ご意見をいただくということを11月ぐらいに構えたいと思っております。

この検討に当たる1月までの間については、北海道の地域防災計画との整合性は十分に考慮しなければならないものですから、道との協議についても、機会をとらえてしっかりと継続していきたいと考えております。

予定どおり、2月の防災会議で計画が承認されましたら、年度内に市民の皆様へもでき上がった計画を周知するというスケジュールで考えております。

スケジュールについては、以上でございます。

次に、資料3の計画策定における重点ポイントと課題でございます。

この説明の中身に入る前に、その裏面と次のホチキスどめされている参考資料として、泊原子力発電所を中心にした地図が出ているかと思えます。また、右側に防護措置の基本方針、用語の説明、そしてアルファベットの3文字のものが五つぐらい並んでいるかと思えます。この3文字が今後何度も出てまいりますので、上手には説明できませんが、ざっとご説明させていただきます。

原子力の災害に対応するためには、事前に想定される異常事態をしっかりと想定いたしまして、それぞれの状況に応じてしっかりと備えをしておくことが、被害の低減につながりますし、それしかないということでございます。今までは、国も、近隣、周辺にしか被害はないということで、ごく限られた範囲だけがそういった備えをするという考えでいたのですけれども、昨年来、国も見直しをしました。また、国際的には、ここにあるような考え方が以前からあったということで、今後、秋に出てくる新しい防災の考え方の中では、原子力発電所に一番近いPAZと言われる5キロメートル範囲内で、異常な気配を感じたときに直ちに逃げるといった措置をする地域としてくられております。それよりちょっと遠い30キロメートルぐらいの地域については、間があるものですから、緊急時防護措置を準備する区域として、UPZという整理がされております。さらに、その周辺は、大気中を放射性物質が飛んでくるということで、50キロメートルの見安の地域も設定される予

定となっております。

ですから、エリアとしては、P A Z、U P Z、P P Aという言葉が今後は出てくるかと思えます。また、万が一のときに防護措置をとるに当たり、判断をしなければいけないこととなりますが、そのための基準として用意されているのがE A LとO I Lでございます。

E A Lは、具体的に事が起きたときに、測定した数値をもとにするのではなくて、事前に描いていた想定によって、物質が環境に放出される前に判断するときの基準となっております。また、O I Lについては、計測された数値をもとに判断していくというときの基準となっております。

上手な説明ではありませんが、今後、こういった言葉がいろいろな場面で出てきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、資料3に戻っていただき、計画策定における重点ポイントと課題でございます。

まず、重点ポイントでございます。

今回つくるのは、原子力災害対策編でして、防災計画でございますので、その前提条件をどういうふうにするのかということでございます。昨年、福島第一原子力発電所の事故によって、札幌市と同じような距離にございます福島市で起きた被害、福島市と同程度の被害を、今回、札幌市で検討していくに当たっても想定しようということでございます。ただし、先ほど言ったような形で、北海道地域防災計画も並行して改定作業が進んでまいりますので、今お話ししたような防護措置区域が示された場合においては、それに合わせまして、必要な修正を行うことを考えております。

2点目としましては、情報収集と情報提供——情報伝達と言った方がいいのでしょうか、泊発電所の状況や放射性物質の飛散状況を初めとしたさまざまな情報を的確、迅速に収集することが一つの大きなテーマとなります。そして、入手した情報については、必要に応じて市民の方にも的確に伝えていくということです。

具体的な防護措置としては、先ほどのお話で言うと、札幌市の場合は屋内退避ということが想定されると思っておりますので、ここで挙げております。

また、最初にご説明したとおり、今回、札幌市がこの計画を検討していく大きい動機としましては、札幌市みずからが被災地になるということとあわせまして、仮に札幌市が被災地としては大きなダメージが出なくても、周辺町村において被害が大きく発生しまして、そこを逃れて札幌市に避難されてくる方が多数出るだろうと思っております。そうした場合の他市町村からの避難者の受け入れが大きいテーマと考えているところです。

そして、原子力災害においては、その特殊性と言ったらおかしいですが、目にも見えず、体で感じることもできず、無味無臭で、とにかく存在を感じるができないものでございます。また、経験があるものでもありませんので、どうしても風評被害が生じてしまいます。実際に、昨年もそういった状況がございましたので、そういった対策も大きなポイントになってくると考えております。

2点目の計画策定の課題です。

まずは、国、北海道の検討をどうしても待たなければならない部分がございます。これから、国、道のタイミングを横にらみしながら検討していくこととなりますので、今後出てくるものとしては、先ほどご説明しましたが、そこに書いてあるPAZ、UPZ、PPA等の範囲が具体的に決まっています。北海道の地域防災計画にこういったエリアがしっかり規定されてきますので、一たんはそれを待つ必要があります。また、EAL、OILについても、今後、国や事業者によって検討が進められて設定されていくこととなりますので、その検討を待つ必要があります。

また、3点目としましては、先ほど重点ポイントでもお話ししましたが、避難住民の受け入れが大きなテーマと考えておまして、その受け入れの考え方を整理するに当たりましては、札幌市に避難してきたいという町村とあわせまして、その調整役を担っていただかなければいけない北海道との調整が必要となりますので、それも課題として挙げております。

また、昨年の福島の事故を見てもそうですが、原子力発電所単体の事故は考えにくい状況もございます。例えば、地震と原子力災害、地震と津波、さらに原子力災害という複合災害が、原子力災害を検討していくに当たっては避けられないテーマだと考えております。幾つかの災害が同時に起こるということとなりますと、情報収集や必要な人員の確保ということも、単体の災害への備えよりは考慮しなければいけない状況が出てまいりますので、この点についても意識した計画の検討が必要かと考えているところでございます。

資料3については、以上でございます。

続きまして、資料4の札幌市計画骨子案でございます。

札幌市の原子力災害対策編ということで、きょうお示しする骨子、目次みたいなものですが、これを柱として、それぞれ文章を書いていくことで計画ができ上がるということになります。本日は、現段階で北海道の計画や既に全国では市町村レベルで計画を持っている都市がございますので、そういったところの計画体系も参考にしながら、札幌市としてこんな体系になるかというものを本日お示しさせていただいております。

まず、大きくは、一番左側に章と書いてございまして、四つを考えてございます。総則、予防対策、災害応急対策、災害復旧対策ということで、4章構成でいきたいと考えております。

次に、総則の部分を具体的に説明してまいります。

総則は、1-1から1-5までの節がありまして、計画の目的や性格、また、1-4にあるようにどういった災害を想定するのかということや関係する機関の役割を規定することを考えております。

また、1-4の想定のところ、地震との複合災害ということも書いてございます。先ほど複合災害はご説明いたしましたが、今後検討していくこととなります。このポジションに複合災害という形で項立てて入るか、いろいろなパーツで複合災害を想定した記載

が必要になってくるかと思っておりますので、本日の骨子については一たんのものということでご理解をいただければと思います。

続きまして、2枚目の災害予防対策でございます。

2枚にわたっておりますけれども、予防対策ということで、平常時に災害に備えてどういった準備をしっかりと整えておく必要があるかということでございます。大きく13個の項目を考えております。

まず、基本方針に始まり、先ほど重要ポイントでもご説明いたしましたが、情報の収集、連絡体制をしっかりと整えておくことが必要だろうと考えております。また、資料整備ということもありますけれども、万が一起きた場合には、応急体制ということもありますので、2-4の災害応急体制の整備ということでそれぞれ書いております。いざというときの本部の体制やさまざまところから助けをいただかなければいけないということで、緊急援助の体制、さらには、自衛隊など、助けていただく体制整備が必要となります。また、避難所の運営体制、放射線のモニタリング体制も平常時から整えておく必要があると考えております。

そして、2-5では、屋内退避等に係る体制の整備です。想定される防護措置としましては、屋内退避が想定されますので、その実施に向けて体制を整えておくということでございます。あわせて、避難については、札幌市の計画においても書き込みが必要だろうと考えております。

めくっていただきまして、2-7で言いますと、防護措置を実施していくに当たっては、資材、機材が必要となりますので、そういったものの整備も計画的に進めていく必要がございます。

また、先ほど重要ポイントでもご説明しましたが、2-8の住民等への的確な情報伝達体制の整備です。また、2-9の関係町村からの避難住民の受け入れと、その後は本市としての支援体制の整備でございます。さらに、放射性物質が札幌市に飛来した場合は、今、福島県でも取り組まれておりますけれども、除染の取り組みが必要となりますので、除染体制の整備も必要になってまいります。

また、原子力災害は、昨年以降は目にすることや耳にすることも多くなりましたけれども、何分、難しい分野というか、市民の方も知識のない分野でございますので、万が一のときに、いたずらに不安にならないように、不要に混乱しないために、しっかりと平常時に正しい知識なりを身につけておいていただくことが大変重要になると思っておりますので、知識の普及や啓発活動も予防活動としては重要な位置づけになります。

そして、計画ができましたら、この計画をもとに防災訓練も実施した上で計画を検証していくことが必要になりますので、そういった記載も必要になります。

続きまして、4ページでございますが、災害応急対策でございます。

ここは、まさに万が一事故が発生したときの災害への対応ということでございます。万が一のときに迅速、的確に対応できるために、先ほどの予防対策でもろもろの体制の整備

をし、それを前提としまして、いざ起きたときには、そこに書いてあるように、情報収集に基づいて実施しまして、的確に伝えていくこととなりますし、モニタリング体制についても、平常時に加えまして、緊急時ということで、実際に被害が起きたときには、そのときに応じた対策が必要になると考えております。そして、もろもろの数値等から、札幌市が置かれている状況によって、屋内退避、さらには避難ということも実際の防護活動として実施していかなければなりませんので、そういった記載もございます。

また、3-8で言いますと、放射性物質が札幌市に到来すると、もろもろのものに放射性物質の影響が出てまいります。例えば、水道水、農林水産物など、放射性物質の測定をしていかなければなりませんし、その結果によっては、摂取制限、農産物では出荷制限というような、福島市でも生じたような対応をとる必要もあると考えております。

それから、人体への影響ということで言いますと、被曝した場合の医療体制、医療活動の実施についてもしっかりと対応していかなければならないということでございます。

さらに、住民への情報伝達については、先ほどの入手のところとセットになりますが、いかに的確に必要とされる情報を伝えていくか、どういった方法で伝えていくかということで、現在、さまざまな情報伝達手法がございますので、多様な組み合わせによって、体制づくりなり、実際に伝達していくことが必要になってくると思います。

また、3-12は、私どもが重要と考えております避難住民の受け入れ、さらには、住民への支援でございます。道との調整によりまして、札幌市がどこどこ町の避難住民を受け入れることが想定されるということが記載されております。当然、避難されてきた方たちに対しては、当面の飲食物や生活必需品等の供給が必要な場面もあると思いますし、中には、要援護者もいらっしゃると思いますので、そういった方への配慮の記載も必要かと考えているところでございます。

最後に、6ページでございますが、災害復旧対策でございます。

最初に基本方針がございます。

ここは誤植がございまして、右の記載方針・ポイントのところは、「災害予防対策における」となっておりますけれども、「災害復旧対策における基本的な方針を記載」でございます。

復旧対策では、汚染の除去ということで、その後、土壌や農地など、福島県の中でも継続して行われている除染作業には時間をかけて取り組んでいかなければいけないということでございます。

また、応急対策として、飲料水の摂取制限、農作物の出荷制限などの制限措置をとっていた場合、状況によっては、措置の解除も順次行っていく必要がございます。

そして、被災された方、災害を目の当たりにした方に対しては、心身の健康管理を継続して対応していく必要がありますので、そういった項目も必要になってくるかと思っております。

また、重要ポイントでもお話ししましたけれども、どうしても発生してしまうであろう

風評被害の影響を極力軽減しなければいけないということで、そういった経済面への対策についても取り組む必要がございます。

非常に雑駁でございますが、説明は以上でございます。

なお、説明の中でも何度かお話ししておりますけれども、本日の計画の骨子につきましては、まだ案の段階と言ったら失礼ですが、今後、国や北海道の動向も踏まえながら内容を書き込んでいくこととなります。そういった作業の中で項目の統廃合も生じてくるかと考えておりますので、その点については、ご了承いただければと思っております。

また、内容とは関係ございませんが、本日は、資料の事前配付をさせていただきませんでした。しかし、次回以降は、本日の計画骨子をもとに、そこそこ書き込まれた形の計画案をお諮りいたしますので、事前に各委員に資料を送付させていただきたいと思っておりますので、ご了承いただきたいと思います。

説明は、以上でございます。

○太田座長 ありがとうございます。

それでは、スケジュール、計画策定における重要ポイントと課題、計画の骨子の三つについてまとめて説明いただきましたので、皆様からご意見をいただきたいと思っております。ご意見をいただくために、少し区切っていきます。

まず、資料2のスケジュールですが、これはいかがでしょうか。

これは、スケジュールですので、こういうことだということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○太田座長 次に、資料3の、計画策定における重要ポイントと課題、ですが、これはいかがでしょうか。

ご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。

それでは、私から一つ質問します。

今度の福島の事故でも問題になりましたが、私は拡散が専門なので特に気になったのがSPEED Iによる汚染物質の拡散問題です。SPEED Iによる情報はある程度入っていたけれども、それが伝わらなかったということがあります。そういうことに関して、皆さんが逃げるときに、30キロメートル四方の人がどちらに逃げるかということがわからないのでは困るわけです。ある日、逃げるときに風下の方向に逃げる人はいないわけで、風上や風と直行方向に逃げるのが安全なわけで、それはSPEED Iによるデータがあれば一番いいわけです。

そういうことに関しては、資料4にも絡むかもしれませんが、どうなっているのでしょうか。

○事務局(中出原子力災害対策担当課長) まず、シミュレーションというか、どういう拡散をするのかということは、いざ災害が起きた場合も、実際に避難を考えるときには非常に重要でございます。さらに、こういう計画をつくるに当たっても、本来はシミュレーションがあって、こういう被害が札幌に及ぶからこういう備えをしましょうというのが普

通の流れではありません。

ただ、計画策定に当たっての素材としてのシミュレーションについては、国が最終的な整理を全国の原子力発電所について、原発周辺の地域なり、気象条件を加味して、最終的な詰めを行っていると同っております。今後、国から泊原子力発電所に関しての拡散シミュレーションが示されると同っております、北海道においても、それをもとに北海道地域防災計画を整理していきたいと同っておりますので、札幌市としても、同じ北海道に所在するまちとしまして、そのシミュレーションが示された後には、それをもとに必要な措置を考えていきたいと思えます。

○太田座長 そうすると、資料3、あるいは資料4にそういうことが少しは書き込まれるのでしょうか。SPEEDIによる拡散状況のデータそのものは、早急に情報伝達するということは具体的に書き込まれるのですか。

この次に細かく書き込まれたことを議論することになるわけですから、即答されなくてもいいのですけれども、そういうことも少し考えてやっていただければと思えます。

○事務局（中出原子力災害対策担当課長） 国からの提供が間に合えば、それを踏まえた形で計画に盛り込んでいきますし、いざ災害が起きたときに、実際の防護措置をするために、必要な情報を——今回は、情報の出し方にいろいろ問題があったということになっておりますけれども、だからといって、国が情報を出さなくなるということではないと思えます。それも、いざ災害が起きたときに私どもが入手する大事な情報でございますので、いかに住民の方に伝えていくかというのは、入手と伝達の中に書き込んでいく形になると思っております。

○太田座長 ありがとうございます。

○岡田委員 関連して、よろしいですか。

今の座長のご質問のSPEEDIです。私は詳しくはわからないのですけれども、私の理解では、発災時の同時シミュレーションだと思っていたのです。ただ、札幌市のお答えは、予防段階でのシミュレーションですね。これは、モニタリングと関係すると思うのですが、災害の直後はモニタリングができませんね。しかし、その状況で避難を決定しなければいけないので、SPEEDIの情報は非常に重要だと思うのです。ですから、予防段階でのシミュレーション結果だけではなくて、発災したときの情報がちゃんと札幌市として入手できるかどうかポイントではないかと思えます。

○事務局（中出原子力災害対策担当課長） 当然、災害が起きたときは、岡田委員がご指摘のとおりでございますので、防護措置をとるに当たっての前提情報をいかに入手できるかというところがポイントになりますので、そこも含めて、情報収集と情報伝達は重要なポイントだと私どもも考えております。そこは、必要な情報を入手できるように、関係機関としっかり調整していきたいと思っております。

○太田座長 この点に関して、藤吉委員からご意見はありますか。

○藤吉委員 太田座長がおっしゃったように、まず第一に、シミュレーションは、ほかに

データがないときは非常に必要だと思います。

それと同時に、非常にローカルな問題として、一般の方は、私の家に飛んでくるのかということまで気にされるわけですが、そういうことに関しては非常に難しいのが実情ではないかと思います。そういう意味では、国のグローバルなスケールのシミュレーションとともに、札幌市なら札幌市でどうなのかというできるだけ細かいスケールのマッピングがふだんからできていると、いざ何かが起こったときに、ここは危ないということを一早くほかの方にお伝えできるのではないかと思います。

いつも、国の最終デシジョンを待っている状態では、ワンテンポもツーテンポもおくれてしまうので、非常に迅速な対応が必要なのではないかといつも思っています。

○太田座長 ありがとうございます。

今の委員のご意見も参考にして、いろいろ書き込んでください。

また、岡田委員のお話につけ加えて、私の私見をお話しします。

SPEEDIに正確な発生源データを入れないと全部が計算できないというのであれば、それは後出しの情報にしかならないわけですね。みんなが逃げた後にこうだったとなるのでは困るのです。私自身の考え方は、仮にこれだけ出たらどうかということで、ある程度のデータを入れておいて、分布を書くということが重要ではないかと思うのです。気象データも、リアルタイムでどんどん入ってきますから、どちらに逃げるかが重要であって、濃度がどれだけ高いか低いかは、その時点ではそれほど重要ではないのです。どちらに逃げるかの方向を示してほしいということが、住民にとっては非常に重要なデータです。そのためには、仮の発生源データを入れて計算してしまえばいいわけです。ただ、これは、札幌市に言うのではなくて、また、泊でSPEEDIを回すのではなく、多分、国の災害対策本部あたりで回してもらえばいいわけです。そして、そのデータをもらえばいい。それが道に来て、その後に札幌に来るということで、その辺は道と札幌市の間で協議してもらえばいいわけです。とにかく、どのようなプルームがどの方向に飛んでいくかという図をかけるかが重要ではないかと思います。当然、そちらに逃げてはいけないので、反対方向に逃げなさい。後ろ側に山があったら逃げられませんが、直角方向に道があればそちらに逃げればいいわけで、そういうことが重要なだろうと、今回の福島の話聞いていて思いました。そういう意味で質問をしました。

その辺を考えて、北海道のほうとも議論していただいて、書き込んでいただけるといいと思います。

それから、藤吉委員からは、住民の方それぞれが抱えている不安をどうやって考えながら対処していくかというご意見が出されましたが、それも非常に重要な事案になります。その点も考えて、次の時点までに書き込んでいただければよいと思います。

○近久委員 今のことと関連するのですが、資料3から判断し、札幌市民は避難することを想定しないというように思えます。これからの防災計画の策定に当たり、そのような前提で考えていくということではよろしいのでしょうか。

というのは、札幌市民が逃げるというのは大変なことで、実際は不可能と思うのです。距離的にも、そこまで考えなくていいという微妙な距離にあるわけです。ですから、防災計画の重点ポイントと書いていますけれども、その前提は札幌市民の避難は基本的に考えないし、そういう条件の上で策定していくという考え方ととらえて良いのでしょうか。資料の説明からは、避難するという想定が読み取れないのです。

○事務局（中出原子力災害対策担当課長） 重点ポイントのところでは、確かに屋内退避という表現しか書いておりませんが、私たちとして避難の可能性を頭から消し去っているわけではありません。先ほど、説明が十分に伝わっていなかったかもしれませんが、計画骨子の4ページの災害応急対策というところで、屋内退避等の防護活動の実施と書いてございます。この想定としては、避難という場面もあり得るということは計画に盛り込むつもりでおります。具体的に避難計画というつくり込みが現実に行えるかどうかは別な検討になるかと思いますが、この計画の中には、屋内退避と並んで、避難ということも想定した形での記載にしたいと考えております。

○近久委員 その場合、実質的にもすごい数の人が避難できるのかということを見ると、実際は難しいと思います。しかし、ある程度限られた地域の方ならば避難できるわけです。そこで、先ほどのSPEED Iのお話を聞いていて、いろいろな気象条件のシミュレーションを事前に重ねておくと、どういった条件では札幌市の中でもどの辺が一番危険地域になるかということがあらかじめ特定できる可能性があるわけです。このようにして特定された地域に対する避難計画という対応ならば、実質的にとれるかもしれないと思います。こういった事前対応については、どこまで考えるのでしょうか。今、即答する必要はないのですけれども、そのような考え方も必要ではないかと思います。

○太田座長 私が答えて差しですが、資料3の1ページに書いてあるように、福島市と同程度の被災を想定した場合ということですね。

○事務局（中出原子力災害対策担当課長） そういうことです。まずは、福島市で起きたことを想定しようということですね。ですから、福島市は避難地域ではなかったということですので、屋内退避よりも避難の方が可能性の高いものとして認識はしていないということです。ただ、避難を一切消し去る計画にはしないということでございます。

○太田座長 近久委員がおっしゃったように、札幌市の南区や小樽に近いところになると、SPEED Iで図をかいてみたら、そちらに来るという可能性もなくはないと思います。その場合は、また条件が違って来る可能性がありますので、その辺も書き込んでおいていただければいいと思います。

それでは、後で事務局からお話があると思いますが、第2回目は、もっと詳しく書き込んだことを議論するというので、そのときまでの宿題ということでお願いしたいと思います。

ほかにございますか。

○岡田委員 一つは、泊原子力発電所からの情報というのは、北電ですね。北電と札幌市

との関係はどのようになっているのでしょうか。そちらからいろいろな情報が入るような関係になっているのですか。というか、このような委員会に、オブザーバーでも、北電の方が入っていないというのは問題があると思います。

○事務局（中出原子力災害対策担当課長） 例えば、先日、後志の16町村との安全確認協定云々という記事も出ておりますけれども、具体的には、何か異常な状態があったらすぐに関係町村に通報するということを目指して協定を結ぶよう動き出したということでした。しかし、具体的に、北電と札幌市の間でそういう関係性は築かれているかという点、現状においては、まだそういう状況にないです。

いずれにしても、事業者である北電から速やかに情報を入手することがまさに重要だと考えておりますので、今後は、それが大きい検討課題になると思います。

○太田座長 ほかにございますか。

○岡田委員 まだわからないことばかりなのですが、屋内退避という話がありますね。これは、どこでもいいのですか。家によっては、こういうような屋内退避ではまずいということはないのですか。

例えば、私は地震が専門ですけれども、建物の強さによって、地震に耐えられるものもあれば、耐えられないものもあります。ですから、放射性物質に対しても防護できる屋内空間はあるのですか。こういう家だったら退避してもいい、こういう家だったら、むしろ退避せずに別なところに逃げろとか、その辺の情報をお持ちの方はいらっしゃいますか。

○事務局（中出原子力災害対策担当課長） 余り胸は張れないのですけれども、ご自身のご自宅で、外に出ず、戸をきちんと閉めて、家でじっとしていることで避けられるレベルのものもあります。要するに、単純な屋内退避もあるようです。ただ、建物の質ということでは、道の計画を見ると、コンクリート屋内退避という言葉も出てまいりまして、コンクリートづくりの建物が条件になるものもございます。ですから、放出された物質の状況によっては、木造の家の中にはだめなケースももしかしたらあると思います。

○岡田委員 その辺は、一般市民にもよくわからない人が多いと思うのです。中には教育パンフレットを用意するようなことも書いてありますので、そういった情報をどんどん流していただきたいと思います。

○太田座長 ほかにご意見はございますか。

それでは、今、資料3と資料4の両方を踏まえて皆様から質問、意見がかなり出ましたが、改めて、資料4にはいろいろ細かく書いてありますので、ここをもう一回説明してほしい、この点についてもう少し詳しく書き込んだ方がいいというご意見がありましたらお願いします。

たくさんありますし、大まかに説明されただけなので、大変かと思いますが、いかがでしょうか。

○近久委員 こういうものは、だれが何を担当してどう動くのかという指揮伝達系統が一番大事なわけですね。そういうものは、今回の防災計画には盛り込まず、別途札幌市の内部

で打合せ明確化しておくという理解でよろしいですか。

○事務局（中出原子力災害対策担当課長） 資料4の2ページですが、第2章の災害予防対策の2-4に、災害応急体制の整備と書いてございまして、その中に、災害対策本部体制の整備という項目がございます。そこに、原子力災害が起きたときの札幌市としての組織体制、また、委員がご指摘の指示命令系統といったものを書き込んでいくことになると思います。どの程度詳細なものになるかはわかりませんが、本部の立ち上げや運営といった細かいものは、既に札幌市にございますので、原子力災害を踏まえて、今までの本部運営の考え方と単純に同じでいいかという、そこも違う部分が出てきますので、その整理は必要かと思います。しかし、この計画の中では、委員がご指摘の点はここに書かれることになると思っております。

○太田座長 ほかにございますか。

今気がついた点でも結構です。

○岡田委員 資料4の5ページの3-12です。

兵庫県南部地震のときにも大きな災害があつて、各市町村が受け入れの手を挙げたのです。北海道も手を挙げて受け入れてもいいと言つたのですけれども、兵庫県の人たちはほとんど来なかつたのです。やはり、距離がかなりネックになつたのです。

ですから、被災市町村がどこに行きたいかということをちゃんととらえておく必要があらうかと思つています。避難の場合、長期になりますので、仮設住宅ではなく、公営住宅のような施設供与になると思うのです。ただ、そういうことは、かなり大きな市町村でなければできませんので、恐らく、札幌、函館、旭川ぐらいしかできないと思うのです。でも、被災町村の人たちは、そちらよりも、親戚がこちらにいるかということで別のところを考えているかもしれません。ですから、どのくらい人数が札幌市に押しかけてくるのか、大ざっぱなところを被災市町村との間でやりとりをしておくことは、事前協議の中で必要ではないかと思つました。

それから、札幌市は施設供与するだけの余裕を持っているのか、どれだけの保有資材を持っているのかということも、あらかじめ情報として持っていなければ、災害時に役に立たないかと思つていますので、その辺の調査もしていただきたいと思つました。

○事務局（中出原子力災害対策担当課長） 今、岡田委員がご指摘の避難受け入れについてですが、これは、この秋以降、先ほどのUPZの話ではないですけれども、後志の町村が原子力災害の計画を持つべき町村として指定される形になりますので、各町村は、あわせて避難計画を速やかにつくらなければいけなくなります。

具体的に聞いている情報としては、調整役である北海道としましても、各町村がどういった避難の意向を持っているのかというあたりの情報を各町村から聞いているところだと伺つてございまして、かなり具体的な形で、各町村の意向を踏まえて、具体的にどこにまかがどこに収容できるか、その人口も踏まえて、具体の計画までつくることをイメージしていると伺つております。

○岡田委員 恐らく、地震のときですね。先ほど複合災害の話がされていますが、地震になると、北海道の一般道路はほとんど使えなくなってしまうのです。避難民として相当の数を受け入れなければいけないときのアクセス方法は何か考えられているのですか。恐らく、道路は無理ではないかと思うのです。

これは、札幌市という問題ではないかもしれません。

○事務局（中出原子力災害対策担当課長） 基本的に、避難路や、どう円滑に避難するかという部分については、北海道が中心に担う形になっていくと思っております。確かに、ご指摘のとおり、方面によっては、かなり寸断されるところもあるかと思えますけれども、複数の避難路を用意するなどして、確実に避難先にアクセスできるように避難計画がつけられていくと考えております。

○坂下委員 ちょっと教えていただきたいのですけれども、この計画ですと、例えば、緊急時モニタリング、あるいは、食料、飲料水の核種分析を実施するということが書いてありますが、このためには、装置等の購入も必要になると思います。これは、この計画が実施される段階に既に実施体制が整っていると考えていいのですか。例えば、モニタリングと飲食物の放射線レベルの測定等ですね。

○事務局（中出原子力災害対策担当課長） まず、今年度は計画をつくりまして、次年度以降は、随時、何々の整備が必要という部分については、それに応じた形で順次整えていく段階に移っていきます。ですから、用意が必要なものについては、事前に整えていきます。ただ、どれぐらいの年数で準備ができるかということは別な議論になりますけれども、スタート時点で一斉に必要なものがすべてそろっているかということ、そこまで単純なものではないと思っております。

○坂下委員 それでは、今後はこういうふうにするべきであるというニュアンスですね。

○事務局（中出原子力災害対策担当課長） 今年度につくるものは、あくまでもこういうことをやっていかなければならないというものを記載し、次年度以降は、この計画に基づいて必要な準備を、順次、整えていくというイメージになろうかというふうに思います。

○岸委員 私は、災害に係る地域防災計画は初めてでして、委員の方の中にはプロもいらっしゃるのかもしれませんが、いつもは、公衆衛生学で人々の健康や安全という観点で仕事をしております。

この地域防災計画の位置づけを見ますと、地震、風水害、雪害と並んで原子力、航空機事故などという並びですね。その中で、原子力災害の対策、あるいは、防災の特徴はどういうところにあるからこういう組み立てが必要であるなど、立体的で、多くの方がわかりやすく見えるようにしていただきたいのです。

私は、こういう仕事をするのが初めてのせいかもしれませんが、恐らく、いろいろなことが網羅されているのだらうと思うのですけれども、なぜこういう組み立てが必要なのかというところがもう少し欲しいのです。

こういうふうに、最初から細かく入っていくのが普通なのでしょうか。原子力災害には

こういう特徴がある、こういう特徴があった、福島の場合、地域の防災計画でこういういろいろな問題点があったから札幌市ではこうした方がいいなど、全体像と課題をもう少し見せていただきたい気がするのですけれども、どんなものでしょうか。

○事務局（中出原子力災害対策担当課長） ご指摘の部分ですけれども、本日ご説明いたしました骨子案につきましては、確かに、ある意味では突然というか、いきなりこの構成で、急に各論ということが前置きもなく入っているので、若干戸惑いの部分はあるかと思いますが。

私の説明の中で少し触れましたけれども、こういった計画につきましては、体系や、こういった項目が想定されるということも含めて、国や道の計画の体系も参考にさせていただいております。また、先行して既に計画を持っているほかの都市の計画の体系なども参考にさせていただきたいと考えています。基本的には原子力災害に対しての備えについては、都市が変わっても備えるべき事項は変わらないものですから、そういったものを参考に構成の整理をさせていただきました。

しかし、その説明は、若干はしより過ぎたと思っております。

○太田座長 総則のところの計画の目的と柱、計画の成果などというところに、もう少し書き込まなければいけないということですね。

○岸委員 それぞれの分野の専門家が入っておられますけれども、最終的には、市民が見て、なるほど、札幌市はいろいろな点を考慮して立派な計画を立てていると思えないとダメだと思うのです。私も、ふだん、教科書を書いている立場ですので、わからないわけではないのですが、もうちょっと全体像とか、福島の場合は計画がどのようにあったかどうか、いろいろな角度から評価がなされているのだと思います。

ただ、札幌市の場合は、幸いにして、既に起きた事故もありますし、計画のために考えなければいけない点をおさらいできると思うのです。そうしますと、組み立て図など、市民目線から見てもわかるものができると思うのです。

医療から輸送から、本当にいろいろなものが並んでいますね。そういう面で、設計図が欲しいという意味ございますので、よろしく願いいたします。

○岡田委員 恐らく伊藤委員がお詳しいと思うのですが、私は、地震防災をやっていて、同じように地域計画をいじることがあるのです。これは、地域防災計画施行令だったと思うのですが、これがテンプレートで用意されておりまして、それを埋めていく形です。

先ほどもありましたように、市町村でも大体同じ形なのです。時系列で総則の後に予防があり、応急があり、復旧があり、復興があります。だから、計画自体はこれでいいと思うのです。ただ、おっしゃられたとおり、一般市民はなかなかわかりにくいので、わかりやすい形のパンフレットを準備して、パブリックコメントをとるようにしなければいけないのではないかと思います。

○太田座長 伊藤委員、その点はどうですか。

○伊藤委員 そのとおりだと思います。

私も、地震対策編を拝見させていただきましたけれども、かなり分厚くて、これを読み込むのはかなり大変な作業になると思います。もちろん、それが必要であることは確かですけれども、一般市民向けに簡単なもの、わかりやすいものが要るかと思います。恐らく、地震対策編では用意されていたと思いますけれども、それも今回の場合は必要ではないかと思えます。

つけ加えますと、私の思うところは、拝見させていただくと、地震編と結構重なる部分が出てくるのだらうと思います。例えば、3ページのところで、住民等への的確な情報伝達体制の整備なるものは、地震のときも、どこで何が起きているのか、どこが壊滅的被害で、そこに人員が必要であるのかということは載せられていると思います。ですから、複合災害になった場合、優劣関係ではないのですけれども、そういったところを明らかにすべきだと思いますし、重複するところは、できるだけもとになるようなところでまとめた方がいいと思います。どちらが優先、あちらが優先ということでわかりにくくなるようなことは避けた方がいいのではないかと思います。原子力災害のみが起こった場合はこれでということになるかもしれませんが、その辺の優劣関係は明らかにした方がいいのではないかと思います。

さらに、質問です。

実際に、福島市の地域防災計画がどうなっているのか、それを参考にしたのか、これから参考にするつもりがあるのかという点はいかがでしょうか。

○事務局（中出原子力災害対策担当課長） 最後の質問の部分でございます。

昨年、福島原発で事故が起きた時点では、日本の原子力災害において、原子力防災計画を備えていなければならない町村は、原発から10キロメートル圏内でございます。例えば、北海道であれば、泊町、共和町、岩内町、神恵内村といった4町村だけが、現状においては計画を持っている状況です。それが、今回はちょっと広がりそうです。30キロメートルぐらいまでの町村はつくらなければだめだということになりそうな状況です。

ですから、昨年、福島市は、冒頭にご説明したとおり、60キロメートルから100キロメートルの距離のところでございますので、当時、福島では、原子力災害の防災計画は持ち合わせのない状態で災害対応したというところでございます。その後も、策定したという話はまだ聞いておりませんので、今、恐らく、昨年の対応を検証して、今後、どういった形で備えていくのかということを検討しているところだと聞いております。ですから、現状は、まだ計画を持ち合わせていないということです。

○太田座長 赤城委員、いかがですか。

○赤城委員 実は、私は、北海道の会議にも出席させていただいているので、そういう情報が事前にある分、質問がなくなってしまうのかもしれませんが。道でも、国などの情報を得ながら対応していますし、市町村関係でも計画をつくっていますので、その辺の情報やどう進んでいるかということ私たちも共有していくと、少しわかりやすくなっていくかと思っております。

今朝の道新に、風向きによって札幌市南区まで飛散してくるという情報が載っておりまして。きちんと読んでこなかったものですから、その情報ソースはどこなのかということはずぐに言えないのですけれども、いろいろなところからいろいろな情報が出てきて、それがまちまちになってしまうと、何を信じていいのかわからなくなってきます。ですから、日ごろから信頼関係を構築できるように、情報ソースや情報源をしっかりと、つくっていく過程で、行政と、市民、あるいは周辺の機関などで信頼関係を構築できる形でこの計画をつくっていくなければいけないと思います。今回の事故は、不信感がものすごくあるものですから、情報自体が信じられなくなっているところが問題かと思っています。市民と行政が信頼関係を構築しながらつくっていくことが最初のステップとして重要かと思っていますので、情報を共有しながら不信感を払拭して、市民が安心して過ごしていけるようにという思いを一つにしてつくっていくのが一番いいと思っています。

○太田座長 ありがとうございます。

○伊藤委員 私も、今の情報共有というところがものすごく重要だと思っています。

原子力災害の特徴としては、目に見えない放射能という問題があるので、情報が錯綜した場合に、札幌市で独自に、後から間違っていました、そこまで飛散はしていませんでしたという状況になっても構わないので、情報がないときに、大胆な避難計画等が立てられるような体制をとっていただきたいと個人的には思っています。基本的なスタンスとして、地震や津波という目に見える災害とは違うということ、全体的に盛り込んでいただければと思います。やはり、情報がないときに思い切った札幌市独自の指示ができるような体制をとっていただきたいと思うところです。

○事務局（中出原子力災害対策担当課長） ご指摘の点を踏まえて作り込みをしていきたいと思っています。

若干コメントをいたしますと、原子力災害への防災体制については、通常地震などの法体系は、災害対策基本法をトップにしまして、そちらの体系で整理されております。しかし、原子力災害については、個別法というか、原子力災害対策特別措置法を頭に、別体系が整理されております。原子力災害の対策については、今回、6月に開かれた規制委員会で、原子力災害対策特別措置法も一部改正となっておりますけれども、基本的には、原子力災害への体制については、国が一元的に判断、対応するという体系となっております。ほかの自然の災害とは一線を画した体制となっております。

ただ、今回、一部改正があって、市長に避難指示の権限も盛り込まれたと聞いておりますけれども、それもやむを得ないというか、本来的には内閣総理大臣に権限があるという体系の中で、原子力災害には対応しなければいけないということです。

ですから、札幌市独自とか、オリジナリティーのある対応はできにくい状況にあるということだけはご説明させていただければと思います。

○伊藤委員 それは、私もよくわかっているところで、災害対策基本法に読みかえて原子力災害をやることにはなっていると思います。

ただ、今回、南相馬市になると、独自に出しているところもあったやに記憶しています。あれは、どういった形で出したのでしょうか。札幌市もああいう形でできるということではないのでしょうか。

○事務局（中出原子力災害対策担当課長） 法に基づいて、どういう整理がなされているのかということは、きちんと確認しておりませんが、私が読んだ限りでは、当時は、市町村長のみの判断で避難指示ができる体系にはなっていなかったと認識しております。

○太田座長 今回の話は、結局、泊発電所という条件での問題になります。そうすると、周辺の市町村のかたがたが、どう避難するかという話になります。すなわち先ほど言ったように、SPEED Iでどういう指示をして、どうやって逃げて、札幌市まで来るかどうかということなのです。

それから、どういうルートを使って来るかわからないけれども、とにかく、札幌市に避難してきたときに、札幌市がどういう対応で受け入れられるかという話になっているわけです。そういうことではないのでしょうか。

ですから、2ステップぐらい段階があるということだと思います。

○伊藤委員 理解しました。確かに、そのとおりだと思います。札幌市としては、余り想定する範囲ではなかったのかもしれませんが。

○太田座長 もう少し時間がありますが、ほかにございますか。

○岸委員 総論的なことを伺わせていただきましたが、やはり、原子力災害の場合には、見えないということもありますけれども、先ほど来、SPEED Iなどでおっしゃっていますように、暴露はきちんと測定できるという点は押さえなければいけないと思うのです。

私は、公衆衛生を専門としていますが、放射線の食品衛生の厚労省の審議会の座長をしているのですが、それまでの化学物質の管理のやり方とは根本的に違って、緊急の食品中の汚染レベルをどうするのかということ、放射線の特徴をよく考えた上で出しているのです。それから、諸外国ではどういうふうになっているのかなども調べました。

ですから、地震にならってというのは、それでいいのだろうかという気がいたします。影響の広がりも規模も持続も全然違うはずですが、最初に申し上げたのは、そういう放射線災害の特徴を考慮して、予防対策はこうした方がいいとか、事後の対策をどうするかということで、応急時の対策と、もう少し時間がかかってからの復旧では、レベルも全然違います。

先ほど、私は市民の立場で言いましたけれども、専門家の立場でも、地震と同じにしたというのは、説得力があるのだろうかという気がいたしますが、いかがなものでしょうか。化学物質と放射線ですら、文献を全て読み直しました。3,000編の読み直しです。ですから、どういう情報をといますか、過去の教訓にどういうふうに学ぶかということ。今、福島が計画を持っていないことにびっくりしました。福島は、現時点でも後手に回らない対策をするべきだと思います。今の状況ではできないのかなという気もいたしますが、札幌市は、これから計画を立てることができるわけです。ほかの政令市ではやって

いないという話がありましたね。市民の目から見て、ちゃんと計画策定をやっているということはすばらしいと思うのです。そうなりますと、どういう特徴があるのかということの押さえ直しの方がよろしいのではないのでしょうか。

○太田座長 私も、以前、道の防災会議委員をやっていたときに、原子力防災委員会でも似たようなものを出していたと思います。

赤城委員にお聞きしたいのですが、今、岸委員がおっしゃったようなものが、この中の3章以降ぐらいのところいろいろ書いてあるのですが、道の防災会議の対策編と同じですか。それとも、大分違いますか。

○赤城委員 項目的にはそんなに変わらないと思います。

○太田座長 事務局にもお聞きしたいのですが、どうですか。

○事務局（中出原子力災害対策担当課長） 私の説明がまずかったのかもしれません。

あくまでも、きょうご提示しております骨子の構成については、例えば北海道の原子力防災計画の体系、ほかに、全国でもたくさん持っているまちがございますので、既にある原子力防災計画です。地震の計画ではなくて、原子力防災計画の体系を参考にしております。

昨年来、国も、原子力災害に対する防災の考え方を、ある意味、全面的に見直しをしております。それに基づいて、今度、新たに計画をこういう形で作りましょうと構成を見直したものを国で検討して、原案を見る機会がございましたけれども、そういったものも参考にしてこの項立てを整理させていただいております。他の自然災害の構成ではないので、その点だけをご説明させていただきます。

○岸委員 むしろ、それを出していただいた方がよかったかと思えます。

○太田座長 次回、詳しく書き込んだものを出していただくことになると思えますので、そのときに、また詳しくいろいろ議論をお願いします。この点は足りない、この辺はもっと詳しく書いてほしいということをお願いしたいと思えます。

ほかにありますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○太田座長 今、私が申し上げましたように、きょうは第1回目であり、おおよそこういうことだと事務局から説明を受けて、今の時点で皆様から気がつくことを述べていただきました。皆様からいただいた意見などを含めて事務局でまとめ、さらに完璧なものをつくっていただき、次回は、事前に宿題として皆さんに配布されるようですから、それを読み込んでいただき、その上で、この場でもっと詳しく議論をしていただきたいと思います。

それでは、4の議題について、きょうの時点ではこれでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

## 7. その他

○太田座長 次に、5の「その他」ですが、この際、皆さんから事務局に対して、また、

我々に対して要望などがありますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○太田座長 それでは、最後に事務局からどうぞ。

○事務局(中出原子力災害対策担当課長) 本日は、長時間にわたり、ありがとうございました。

また、貴重なご助言、ご意見をたくさんいただきまして、ありがとうございます。

本日いただきましたご意見を踏まえまして、次回に向けて資料を作成いたしまして、会議を持たせていただければと思っております。

次回の会議の日程でございますが、できれば、9月中旬で調整させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。

## 8. 閉 会

○太田座長 それでは、これで本日の会議を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

以 上